

レジデンス・ド・シェフ

参加者募集要項

【日本語訳】

序文

2018年1月19日、省庁間観光会議は、観光分野でのフランスの最大の強みの一つである美食のための行動プランを発表しました。フランス観光開発機構 (Atout France) (経済利益団体 RCA Paris 340 709 211 - 本部 : 79/81 rue de Clichy - 75009, Paris) が、そのプランを実施することになり、その一環として、若い外国人シェフが、フランスでの技能開発のための滞在中に、フランスの施設に受け入れられるよう支援します。フランス料理のノウハウは、長年、世界中の多くのプロの料理人の中でその価値が認められ、共有されてきました。参加者を受け入れるために選ばれた施設には、参加者の滞在を支援する《グー・ド・フランス》の奨学金が授与されます。

本滞在支援は、フランスや自国での研修や修行ですでに一定のフランス料理の知識と経験を積み、素材やレシピに関する技能をさらに深め、ひいては独自のアレンジでオリジナルなレシピを開拓したいと望む若い外国人シェフ (35歳未満) を対象にしています。

この《レジデンス・ド・シェフ》は、音楽家や画家や作家などの芸術家の文化施設への受け入れ・滞在と似ており、優れた厨房組織 (ブリゲード・ド・キュイジーヌ) と接することで、参加者の意識を高め考えを深めることを目的としています。滞在中、参加者は、チームの傍らで過ごし、シェフの指導の元、チームのメンバーとノウハウを教え合ったり、技術を磨いたり、対話したりします。

滞在後、一部の参加者には、料理専門のメディアが出席するイベントの席上で、技能開発の成果を披露する機会が与えられることもあります。

1. 参加条件

以下の条件を満たした応募者だけが審査の対象となる :

- 外国籍を有すること (フランスとの二重国籍を有する者も可)
- フランスの領土外に居住していること
- 登録時に 35 歳未満であること
- 登録に先立つ三年間 (3 年間) の間に、ブリゲード内で重要な役割を二年間 (2 年間) 務めた経験があること

N.B. : フランス語の基礎知識は必須。

2. 応募書類

以下のフランス語で書かれた応募書類を提出のこと：

- 応募者の姓名、性別、国籍、住所、Eメール・アドレス、電話番号が書かれた書類
- 応募者の履歴書
- 興味のある分野を明確にした志望動機書
- 少なくとも1通の現在あるいは過去の雇用主の推薦状
- 応募者がここに表示されている応募条件を満たしていることを証明するあらゆる書類。

応募書類は、2018年9月13日から2018年10月5日までの期間に、次のメール・アドレスまで、電子メールにて送付のこと：concours-gastronomie@atout-france.fr。

フランス観光開発機構は、書類が不備な場合は応募を拒否する権利を留保する。

3. 受益者の選考

参加条件を備えたすべての応募者の中から、専門家からなる審査委員団が、応募書類から判断して最も優れていると判断される応募者を選ぶ。

審査委員団の会合は非公開で行われる。審査委員団の決定は多数決によって行われ、多数決で決まらない場合は、審査委員長が最終決定権を持つ。

審査委員団は、技能開発滞在の受益者として十人（10人）の応募者を選び、滞在を受け入れることを申し出たブリゲードの料理長に選考結果についての了承を得る

審査委員団によって選ばれ、ブリゲードの料理長に了承された応募者は、電子メールによってその旨の連絡を受け、連絡を受けてから十日（10日）以内に参加するかどうか確認の返事をしなければならない。確認がない場合は、辞退者とみなされる。参加できなくなったり、辞退した場合には、審査員団は、代替りの受益者を選ぶ。

4. 受益者の受け入れ方法

技能開発滞在は、2018年秋に一月（1か月）の期間で行われる。

滞在の具体的な日には、後日フランス観光開発機構から、各受益者へ通知される。

受益者は、受け入れ施設の規範、文化、労働時間、場合によっては必要機材などを含む

規則に従わなければならない。従わなかった場合には、技能開発滞在が打ち切りになる可能性もある。

技能開発滞在の枠組み内での受け入れ施設による受益者の受け入れ方法は、受益者と受け入れサービスを行う施設と当該サービスの資金提供者であるフランス観光開発機構との間で後日締結されるサービス提供契約の中で詳細が規定される。

上記の契約の締結は、技能開発滞在の受益者の参加に不可欠である。

5. 技能開発滞在の資金条件

受益者の居住地から受け入れ先までの交通費は、フランス観光開発機構が直接負担する。

技能開発滞在中の受益者の宿泊と食費は、本人が負担する。受け入れ施設 および/あるいは本滞在のパートナーである地元観光局は、場合によっては、受益者に宿泊場所を提案することができる。

グー・ド・フランスの奨学金が、フランス観光開発機構によって、受益者への指導サービスの対価として、各受け入れ施設に支払われる。

6. 責任と保険

技能開発滞在は、受け入れ施設による受益者へのサービス提供であり、フランス観光開発機構がその資金を提供するものであり、仕事の提供や実習とはみなされない。つまり、受益者は、どんな形での報酬も特別手当も要求できない。

滞在を開始する前に、各受益者は、受け入れ施設での技能開発滞在中に、損害を与えたり、損害を被ったりした場合の賠償保険に加入する必要がある。

7. 個人情報

技能開発滞在の受益者選考の枠内で、フランス観光開発機構は、本人の同意を得て、応募者の個人情報を取得する。応募者は、本募集に応募する時に、フランス観光開発機構に同意を伝える。以下に、個人情報の保護についてのフランス観光開発機構の責務を具体的に記す。

a. 個人情報取り扱いの責任者

個人譲歩取扱いの責任者は、パリ商業・会社登記簿登録番号 340 709 211、経済利益団体フランス観光開発機構 (Atout France) (本部 : 79/81 rue de Clichy - 75009 Paris) である。

b. 情報管理責任者

情報管理責任者は、フランス観光開発機構の代表者である。

応募者は、個人情報について、次のアドレスに問い合わせることができる：
contact.rgpd@atout-france.fr.

c. 個人情報のカテゴリー

取得される個人情報は、応募者が、フランス観光開発機構に応募フォームを送ることで提供する情報（氏名、性別、国籍、住所、電子メール・アドレス、電話番号）及び履歴書である。

d. 個人情報取扱いの目的

個人情報を取扱う目的は以下の通り。

- 技能開発滞在に受益者への応募者の特定
- 応募者が応募条件を満たしていることの確認
- 受け入れ施設での受益者の指導
- 「レジデンス・ド・シェフ」およびその受益者、さらにはフランスの美食の広報宣伝
- 次回募集への招待

e. 取扱いの法的基礎

取扱いは、応募の際に応募者が個人情報をフランス観光開発機構に送るという行為にもとづく。この行為は、応募者が上記目的での個人情報の取扱いに明らかに同意したことを示すものである。

f. 個人情報の受取人

個人情報の受取人は以下の通り。

- 受益者の選考を担当するフランス観光開発機構の職員やフランス観光開発機構の事務所と外国支部の職員、必要があれば、その使命を実現するために参加し、下請けやサービス提供者として（あくまで必要な場合に限り）取り扱いに関与することになったフランス観光開発機構の下請けやサービス提供者。その場合は、EU 一般データ保護規則で下請けに適用される現行規則の順守のもとに行われる。
- 審査委員団のメンバー
- 受益者を受け入れる施設の料理長

g. 個人情報の第三者への提供

応募者は、取扱い責任者が、必要があれば、ヨーロッパ委員会によって下された妥当な判断に基づいて個人情報を第三国あるいは国際組織へ提供できることを通知される。妥当な判断に基づかない第三国あるいは国際機関への提供は、適切な保証が行われ、当該応募者が、現行法規の条件のもと、対抗する権利と不服申し立ての権利を有する場合においてのみ行われる。

h. 個人情報保存期間

受益者の選考に必要な個人情報は、受益者の選考から遅くとも1か月以内に、あるいは応募者がもはや選考への参加や技能開発滞在への参加を望まない、あるいは個人情報が保存されることを望まない意向を表明し、次のメール・アドレス宛てに本人が要請した場合に、審査委員団によって破棄される：contact.rgpd@atout-france.fr

受け入れ施設における指導のために、および「レジデンス・ド・シェフ」や受益者、さらにはフランスの美食の広報宣伝のために必要な技能開発滞在の受益者の個人情報は、受益者の技能開発滞在の開始日から五年間（5年間）保存される。それ以前に、受益者がもはや技能開発滞在への参加や個人情報が保存されることを望まない意向を表明し、次のメール・アドレス宛てに本人が要請した場合はその限りではない。：contact.rgpd@atout-france.fr

次回募集への招待のために必要な受益者に選ばれなかった応募者の個人情報は、審査委員団による第一回技能開発滞在の受益者の選考日から二年間（2年間）保存される。それ以前に、応募者がもはや技能開発滞在の選考への参加や個人情報が保存されることを望まない意向を表明し、次のメール・アドレス宛てに本人が要請した場合はこの限りではない：contact.rgpd@atout-france.fr

i. 取扱い責任者に対して行使しうる応募者の権利

応募者は、本人がメール・アドレス contact.rgpd@atout-france.fr 宛てに要請することで、(上記の) 取扱い責任者に、以下のことを要請、あるいは通知出来る：

- － 自分の個人情報とその情報源に関するあらゆる情報へのアクセス
- － 当該情報の修正あるいは削除
- － 自分の個人情報の取扱い制限
- － 自分の個人情報取扱いに対する異議
- － いついかなる時でも自分の個人情報のマーケットリサーチやプロファイリング目的の取扱いに対する異議
- － 個人情報のデータポータビリティ

— いついかなる時でも自分の個人情報の取扱いの同意の取下げ（当該同意の取下げ以前に行使された同意に基づく取扱いの合法性は侵害しない）。

必要な限りにおいて、応募者による自分の個人情報の取り消し、および/あるいは自分の個人情報の取扱い制限、および/あるいは（上記の規定に従った）自分の個人情報の取扱いへの同意の取下げの権利行使は、当該応募者の技能開発滞在への参加が不可能となる可能性があることを明記する。このような場合、応募者による上記権利の行使は、「賞」への応募者とはもはやみなされえないからである。

j. 情報処理と自由に関する国会委員会への異議申し立て

応募者は、監督機関（情報処理と自由に関する国会委員会 CNIL : 3 Place de Fontenoy - TSA 80715 - 75334 Paris 07） に異議申し立てを行う権利があることを通知される。

ヨーロッパ連合加盟国出身の応募者は、自国の個人情報保護機関へ異議申し立てを行う権利を有する。

k. 個人情報の事後使用の場合

個人情報が取得された本来の目的および上記の目的と異なる目的で個人情報の事後取扱いが行われる場合、（上記の）取扱い責任者は、事前に、当該応募者に、その異なる目的とそのため適切な法律上の情報を提供しなければならない。

8. 適用される法律

本規定は、フランスの法律にのみ準拠する。